

楽な介護とセルフケアのために

介護福祉士やヘルパーの方を対象に、介護中の体への負担がより少ない介護方法や姿勢、ご自身の体のケアについて学ぶ講座を、理学療法の専門家を講師に実習形式も交えて行います。

演題

「楽な介護とセルフケアのために」
「介護での体の動かし方」(平成29年度県立広島大学公開講座)

日時

10月1日(日)
13時～16時10分

日時

庄原市ふれあいセンター集會室
(庄原市西本町4丁目5-26)

対象

県北在住の介護福祉士・ヘルパー
(いずれも数年の経験がある方)

定員

20名

受講料

1,000円

※別途振込手数料が必要です。

申込・お問い合わせ先

県立広島大学庄原地域連携センター
☎0824-74-1704

10月1日は「法の日」

国は10月1日を「法の日」と定め、毎年10月1日からの1週間を「法の日」週間として、法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるため、法務省、裁判所、弁護士会、法テラスと連携して全国各地で各種行事を開催しております。

○無料法律相談室の開設

交通事故、財産、登記、相続、家庭の問題等について、弁護士が無料で相談に応じます。(相談内容が裁判所で係争中の案件の場合は相談できません。)

・広島地区

日時

9月28日(木) 10時～16時
(受付9時30分～15時)

場所

広島弁護士会館
(広島市中区八丁堀2-73)

お問い合わせ先

広島高等検察庁企画調査課
☎082-2221-2706

・呉地区

日時

10月4日(水) 13時～16時
(受付12時30分～15時30分)

gakujutu@pu-hiroshima.ac.jp

申込締切

9月28日 ※必着

主催

県立広島大学

広島県立大学庄原地域連携センター

☎0824-74-1704

まちづくりサポーター 保険制度

安芸高田市まちづくりサポーター保険制度は、安芸高田市を拠点に活動を行っている市民活動団体、及びその団体で活動を行っている方が、市民活動中に事故にあわれた場合に保険金を給付する制度です。

対象

安芸高田市内に活動拠点を置く市民活動団体、及びその団体で活動されている方(指導者・スタッフ・奉仕性のある活動を直接的に実践する参加者)。

※スポーツ大会や祭りなどの競技者や見物人は対象となりません。

※事前の登録は不要です。

対象となる活動要件

○広く公共の利益を目的とした自主的・自発的な活動であること
○活動が計画的・継続的に行われて

場所

呉文化ホール
(呉市中央3-10-1)

お問い合わせ先

広島地方検察庁呉支部総務課
☎0823-22-3151

・尾道地区

日時

10月6日(金) 13時30分～16時
(受付13時～15時30分)

場所

しまなみ交流館
(尾道市東御所町10-1)

お問い合わせ先

広島地方検察庁尾道支部総務課
☎0848-23-3529

・福山地区

日時

10月3日(火) 13時～16時
(受付12時30分～15時)

場所

福山市民参画センター
(福山市本町1-35)

お問い合わせ先

広島地方検察庁福山支部総務課
☎084-923-1331

・三次地区

日時

9月28日(木) 13時～16時
(受付13時～15時30分)

切り取り線

アンケート記入用紙

裏面アンケートの答えをご記入ください。

A1 { }
A2 { }
A3 { }

ふりがな
お名前
性別 男 ・ 女 年齢 歳
〒
住所
☎() -

お預かりした個人情報の取り扱いにつきましては厳重に管理し、取得目的以外には使用しません。
※取材のため、こちらからの連絡をご希望されない場合は ご連絡不可
右にチェックを入れてください。

切り取り線

いること

○無報酬で行っていること(実費負担は無報酬とみなします)

※政治、宗教、営利を目的とした活動、自発的な活動や懇親を目的とした活動、危険度の高い活動などは対象外となります。

補償内容

●賠償補償

市民活動団体及びその団体で活動を行っている方の過失により、他人の身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ法律上の賠償責任を負う場合

●傷害補償

活動中に発生した急激かつ偶発的な外来の事故、または熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒により、活動者が死亡または負傷した場合

※対象とならない主な事故

活動者の故意による事故、無資格運転や飲酒運転による事故、地震や台風などの天災による事故など

制度の詳細は、地方創生推進課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

地方創生推進課

☎42-2124 42-4376

場所

広島地方裁判所三次支部
(三次市三次町1725-1)

お問い合わせ先

広島地方検察庁三次支部総務課
☎0824-62-2317

広島高等検察庁総務部企画調査課
☎0821221-2706

国民年金一部免除時の残りの 保険料納付を忘れずに

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が基準以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります。

この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまう、障害基礎年金や遺族基礎年金、老齢基礎年金を将来受けられない場合がありますので、注意が必要です。

○4分の3免除の場合

平成29年度の場合、4分の3免除を受けると月額12,370円が免除され、残りの4,120円を納付しなければなりません。この4,120円の保険料を毎月納付しないと4分の3免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

○半額免除の場合

平成29年度では、半額免除を受けると月額8,240円が免除され、残りの8,250円は納付しなければなりません。この8,250円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

○4分の1免除の場合

平成29年度では、4分の1免除を受けると月額4,120円が免除され、残りの12,370円は納付しなければなりません。この12,370円の保険料を毎月納付しないと4分の1免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

三次年金事務所

☎0824-62-3107